エネとくスノープラン

（需給契約要綱）

2026 年 11 月 1 日実施

北海道電力株式会社

エネとくスノープラン

1　契　約　種　別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は，エネとくスノープランといたします。

2　対象となるお客さま

融雪のために小型機器を使用され，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で，お客さまが 1 年を通じてこの契約要綱の適用を希望され，かつ，当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

3　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

4　契　約　容　量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，電気標準約款［低圧］（以下「標準約款」といいます。）別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

また，お客さまが希望され，かつ，当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき次の算式により算定いたします。この場合，電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流は，10 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \begin{array}{l}\text{電流制限器の定格電流(アンペア)または}\\ \text{電流を制限する計量器により制限される電流(アンペア)}\end{array} \times 100\,\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

5　期　間　区　分

期間区分は，次のとおりといたします。

(1)　降 雪 期 間

毎年 11 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。

(2)　その他期間

降雪期間以外の期間をいいます。

6　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1)　基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

なお，料金の算定期間に降雪期間およびその他期間がともに含まれる場合は，標準約款 18（日割計算）に準じて期間区分ごとに日割計算をいたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	降雪期間	1,298 円 10 銭
	その他期間	1,188 円 10 銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の期間区分ごとの使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	降雪期間	35 円 19 銭
	その他期間	42 円 74 銭

7　使用電力量の算定

料金の算定期間の期間区分ごとの使用電力量は，期間区分ごとに，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅する場合で，特別の事情があるときは，消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また，料金の算定期間の使用電力量は，料金の算定期間の期間区分ごとの使用電力量を合計した値といたします。

8　そ　の　他

(1)　契約期間満了に先だって，原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(2)　この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

(3)　この契約要綱に定めのない事項については，標準約款によるものといたします。

附　　則

1　実　施　期　日

この契約要綱は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2　この契約要綱の実施にともなう切替措置

この契約要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。